



福井地区				坂井・奥越地区				丹南地区				嶺南地区		
<支部>	<分会>			<支部>	<分会>			<支部>	<分会>			<支部>	<分会>	
	9				21				31				8	
福井市	北部	東部	南部	坂井市	三国	丸岡	坂井	鯖江市	舟津	新横江	神明	敦賀市	敦賀市	
	中央	西部	美山		春江				中河	片上	立待	美浜町	美浜	
	足羽	清水・越廼		あわら市	芦原	金津			吉川	豊	北中山	若狭町	三方	上中
永平寺町	永平寺			大野市	大野北	大野	小山		河和田	服間	粟田部	小浜市	小浜	
					富田	阪谷	上庄	池田町	岡本	南中山		おい町	名田庄	大飯
					九頭竜			越前町	南条			高浜町	高浜	
				勝山市	平泉寺	勝山	村岡	南条支部	武生	神山第一	神山			
					野向	荒土	北郷		吉野	国高	大虫			
					鹿谷	遅羽			坂口	王子保	北新庄			
									北日野	味真野	白山			
									南条	今庄	河野			

1. 分会毎に分会長を決定
2. 分会長の中から支部毎に支部長を決定
3. 支部長等は総会前に決定し、会長に報告しなければならない。【規約_第5条②】
4. 各地区毎に支部長の中から2名の役員候補者を会長に報告